

山梨県公報

第一千五百五十六号

平成二十三年

八月四日

木曜日

目次

道路の供用開始	五〇一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(五件)	五〇一
訓令	五〇一
山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令	五〇四
公告	五〇四
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五二四
特定計量器の定期検査の実施	五二四
公聴会の実施	五二四
土地改良区役員の前任及び就任	五二九
教育委員会	五二九
山梨県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	五二九

告示

山梨県告示第三百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年八月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月四日

山梨県知事

横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	内船停車場	南巨摩郡南部町大字内船字外中	九三一・七	平成二十三年

山梨県告示第三百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
小菅村	橋立上	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	川久保向	急傾斜地の崩壊	
	田元	急傾斜地の崩壊	
	淀	急傾斜地の崩壊	
	井狩の5	急傾斜地の崩壊	
	井狩の4	急傾斜地の崩壊	
	井狩の3	急傾斜地の崩壊	
	井狩の2	急傾斜地の崩壊	

線
田四六八一番の一地先から
南巨摩郡南部町大字南部字子新
田九三三五番の一地先まで
年八月四日

部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
丹波山村	小峰	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	押垣外	急傾斜地の崩壊	
	下つ畑道下	急傾斜地の崩壊	
	熊沢	急傾斜地の崩壊	
	三条の湯	急傾斜地の崩壊	
	志ろよし沢	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
丹波山村	小峰	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	押垣外	急傾斜地の崩壊	
	下つ畑道下	急傾斜地の崩壊	
	熊沢	急傾斜地の崩壊	
	三条の湯	急傾斜地の崩壊	

志ろよし沢	土石流
-------	-----

山梨県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内正明

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
都留市	瀬中の2・瀬中・瀬中	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり (図面省略)
	深田 1	急傾斜地の崩壊	
	深田 2	急傾斜地の崩壊	
	深田の2	急傾斜地の崩壊	
	横町	急傾斜地の崩壊	
	下町	急傾斜地の崩壊	
	鍛冶屋坂	急傾斜地の崩壊	
	鷹巣	急傾斜地の崩壊	
	つる三丁目	急傾斜地の崩壊	

により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内正明
 一 土砂災害警戒区域

上野原市												市町村名	
大垣外の2・大垣外	大垣外	猪丸 1	猪丸 2	日原 1	日原 2	猪丸の2	猪丸の3	神戸・神戸	神戸・神戸	樺・樺の2	樺・樺の2	桐坪の2	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)												土砂災害警戒区域の表示	

桐坪の2	桐坪の2	桐坪の2	日原の2	小伏 1	小伏 2	小伏 3	新屋 1	新屋 2	新屋 3	今野 1	今野 2	今野 3	今野 4	尾統の2	尾統の2	大垣外向	日原 1	日原 2	桐坪の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

小和田 3	小和田 2	小和田 1	新屋 2	新屋 1	井戸 の2 3	井戸 の2 2	井戸 の2 1	井戸	小伏 の4	小伏 の3	小伏 2	小伏 1	小伏 の2 2	小伏 の2 1	樁 2	樁 1	猪丸	日原 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

樁	大垣外 の2 2	大垣外 の2 1	登下 の2 2	登下 の2 1	登下 2	登下 1	尾続 の2 2	尾続 の2 1	尾続 2	尾続 1	墓村 の2	墓村 2	墓村 1	今野	用竹 の3 2	用竹 の3 1	用竹 の2	用竹
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名																
	小和田沢	猪丸沢	用竹沢	井戸川	小伏沢	大畑沢	神庭沢	椿沢	三三山川	北沢川	下川	神戸沢	今野沢	用竹 2	黒田 の 2	黒田
土砂災害特別警戒区域の名称																
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ																

																上野原市	
日原の2	桐坪の2 4	桐坪の2 3	桐坪の2 2	桐坪の2 1	椿・椿の2 2	椿・椿の2 1	神戸・神戸 2	神戸・神戸 1	猪丸の2	猪丸の3	日原 2	日原 1	猪丸 2	猪丸 1	大垣外	大垣外 外	大垣外の2・大垣
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
																れる衝撃に関する事項 (図面省略)	
																次の図のとおり	

小伏 の 2 1	樺 2	樺 1	猪丸	日原 3	日原 2	日原 1	大垣外向	尾続の2 2	尾続の2 1	今野 4	今野 3	今野 2	今野 1	新屋 3	新屋 1	小伏 3	小伏 2	小伏 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

今野	用竹 の 3 2	用竹 の 3 1	用竹 の 2	用竹	小和田 3	小和田 2	小和田 1	新屋 2	新屋 1	井戸 の 2 3	井戸 の 2 2	井戸 の 2 1	井戸	小伏 の 4	小伏 の 3	小伏 2	小伏 1	小伏 の 2 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

神戸沢	今野沢	用竹 2	黒田 の2	黒田	椿	大垣外 の2 2	大垣外 の2 1	登下 の2 2	登下 の2 1	登下 2	登下 1	尾続 の2 2	尾続 の2 1	尾続 2	尾続 1	墓村 の2	墓村 2	墓村 1
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

小和田沢	猪丸沢	用竹沢	小伏沢	大畑沢	三三山川	北沢川	下川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年八月四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

上野原市	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
大地	大地	大地	急傾斜地の崩壊	
栗谷 1	栗谷 1	栗谷 1	急傾斜地の崩壊	
栗谷 2	栗谷 2	栗谷 2	急傾斜地の崩壊	

一古沢	桜井下平	東海戸	古福志居海戸 3	古福志居海戸 2	古福志居海戸 1	原 3	原 2	原 1	小和田海戸	神野	役場裏	中野 5	中野 4	中野 3	中野 2	中野 1	栗谷 4	栗谷 3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

金山 の 4 1	金山 の 3	金山 の 2	金山 2	金山 1	松葉	桜井	小和田原	神野 3	神野 2	神野 1	中河原	海河原	中野	栗谷	嵯峨沢 3	嵯峨沢 2	嵯峨沢 1	高橋
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

安寺沢 の 8	安寺沢 の 7	安寺沢 の 6	安寺沢 の 5	安寺沢 の 4	高橋	押出河原 の 3	押出河原 の 2	押出河原	安寺沢 の 3	安寺沢 の 2	安寺沢	富岡 の 2	神有住	犬橋 の 2	犬橋	富岡	金山 の 4 3	金山 の 4 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

押出河原沢 2	押出河原沢 1	金山沢 2	金山沢 1	古福志沢	寺の沢	南仏沢	西浜沢	東竹の沢	竹の沢	後久保沢	馬久保沢	安寺沢	押出沢	海川原	富岡	古福志	金山 の 2	金山
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

上野原市										市町村名						
中野 5	中野 4	中野 3	中野 2	中野 1	栗谷 4	栗谷 3	栗谷 1	大地	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土沢	古福志西沢	海河原沢	栗谷沢	海戸沢	六海戸沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
次の図のとおり (図面省略)																

神野 1	中河原	海河原	中野	栗谷	嵯峨沢 3	嵯峨沢 2	高橋	一古沢	桜井下平	東海戸	古福志居海戸 3	古福志居海戸 1	原 3	原 2	原 1	小和田海戸	神野	役場裏	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

安寺沢 の3	安寺沢 の2	安寺沢	富岡 の2	神有住	犬橋 の2	犬橋	富岡	金山 の4 3	金山 の4 2	金山 の4 1	金山 の3	金山 の2	金山 2	金山 1	松葉	桜井	小和田原	神野 2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東竹の沢	竹の沢	後久保沢	馬久保沢	安寺沢	海川原	富岡	古福志	金山 の2	金山	安寺沢 の8	安寺沢 の7	安寺沢 の6	安寺沢 の5	安寺沢 の4	高橋	押出河原 の3	押出河原 の2	押出河原
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

南仏沢	土石流
寺の沢	土石流
古福志沢	土石流
金山沢 2	土石流
押出河原沢 1	土石流
押出河原沢 2	土石流
六海戸沢	土石流
海戸沢	土石流
栗谷沢	土石流
海河原沢	土石流
古福志西沢	土石流

訓令

山梨県訓令第十五号

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内正明

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県交通安全対策本部規程（昭和四十一年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画県民部長」を「リニア交通局長」に改める。

第五条第二項中「企画県民部県民生活・男女参画課」を「リニア交通局交通政策課」に改める。

公告

附則
この訓令は、交付の日から施行する。

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十三年七月二十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人日本上流文化圏研究所
 - 代表者の氏名 深沢正晴
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町薬袋四百三十番地
 - 定款に記載された目的

この法人は、山梨県早川町を起点に、河川上流域が持つ様々な資源の再評価、上流域が抱える課題に対する調査研究や政策提言、また上流域の活性化を目指す住民活動への支援やその担い手の育成、さらには上流域を支える社会全体の環境づくりなどの事業を通して、命の源である「水」を生み出し続けてきた上流域の存在意義を確立するとともに、河川上流域と下流域が共生する持続可能な社会を構築し、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十三年七月二十五日から同年九月二十四日まで

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十三年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内正明

一 対象となる特定	二 検査年月日	三 検査時間 (正午から)	四 検査会場	五 区域	六 実施機関
-----------	---------	------------------	--------	------	--------

計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五号）第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。）
、分銅およびおもり

平成二十三年 九月十二日	午後一時から午後三時まで	富士吉田市立産業会館	富士吉田市	一般社団法人山梨県計量協会
平成二十三年 九月十三日	同	同	同	同
平成二十三年 九月十五日	同	同	同	同
平成二十三年 九月十六日	同	同	同	同
平成二十三年 九月二十二日	午前十時から正午まで	八幡公民館	山梨市（旧三富村、旧牧丘町を除く。）	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合山梨支所	同	同
平成二十三年 九月二十六日	午前十時から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合加納支所	同	同
平成二十三年 九月二十七日	同	フルーツ山梨農業協同組合日下部支所	同	同

平成二十三年 九月二十九日	午前十時から正午まで	フルーツ山梨農業協同組合日川支所 所統合共選所	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合後屋敷支所	同	同
平成二十三年 九月三十日	午前十時から午後三時まで	山梨市役所	同	同
平成二十三年 十月三日	同	甲州市老人福祉センター（塩寿荘） 村を除く。）	甲州市（旧勝沼町、旧大和村を除く。）	同
平成二十三年 十月四日	午前十時から正午まで	松里公民館	同	同
平成二十三年 十月六日	同	塩山北中学校	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	フルーツ山梨農業協同組合塩山支所	同	同
平成二十三年 十月七日	午前十時から午後三時まで	同	同	同
平成二十三年 十月十一日	午前十時半から午後三時まで	都留市ふるさと会館	都留市	同

四年三月三十 一日まで（県 の休日を除く ）
量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。 ）

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 聴こごととする案件 甲府都市計画道路（田富町敷島線）の変更について
二 開催日時及び場所 平成二十三年八月三十日（火）午後七時 甲斐市篠原二千六百十番地 竜王北部公民館

三 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
四 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

五 意見書の提出期限 平成二十三年八月十八日（木）午後五時十五分

六 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所（峡北支所を除く。）及び甲斐市都市計画課において縦覧に供する。

七 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大袋堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十三年八月四日

山梨県知事 横内 正 明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	保坂 章美	甲斐市大袋二六五五	平成二十三年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	長田 一三	甲斐市大袋二六〇一	平成二十三年四月一日

教育委員会

山梨県教育委員会規則第八号

山梨県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年八月四日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会傍聴人規則（昭和三十一年山梨県教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「五人」を「十五人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番